



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	外貨表示財務諸表換算会計の再編過程: アメリカ多国籍企業の海外子会社の連結問題
Author(s)	米山, 祐司
Citation	経済學研究, 36(3), 55-78
Issue Date	1986-12
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31747
Type	departmental bulletin paper
File Information	36(3)_P55-78.pdf



外貨表示財務諸表換算会計の再編過程

—— アメリカ多国籍企業の海外子会社の連結問題 ——

米 山 祐 司

一 はじめに

1985年9月22日にニューヨークで開催された主要先進5か国蔵相・中央銀行総裁会議(G5)以降、為替相場は急激な円高ドル安の方向に進んできている。これにより、わが国の輸出産業は深刻な業績不振に落ち入り、海外現地生産の拡大や部品・材料の海外調達増大などにより円高の影響を軽減しようとしている。他方、輸入産業での円高差益還元は社会的な問題として取り上げられてきている。日々の為替相場の動向が今日のように広い社会的関心を集めているのも、企業の事業活動の国際化が拡大しているからである。

企業の事業活動の国際化は、外貨建取引(輸出取引等)や外貨建金融取引(外貨建の借入、貸付等)の機会を増加させるばかりでなく、海外における支店や子会社を通しての事業活動の役割の重要性を増大させた。このような外貨表示の情報は、本国通貨に換算されて本国親会社の情報として用いられなければならない。それゆえ、外貨建取引や海外支店、子会社の外貨表示財務諸表の換算に用いられる為替相場の変動は、換算後の表示額を大きく変え、企業の財政状態および経営成績に及ぼす影響も大きい。

1973年に主要各国の通貨が変動相場制に移行して以来、国際経済の中で重要なドルの為替相場をみても1970年代後半にドル安のピークを迎え、1980年代前半には逆転してドル高となり、さらに現在は前回以上のドル安傾向となってきた。

ている。このような為替相場の短期的で大幅な振幅を経験するなかで、海外事業活動をいかに本国通貨に換算するかの外貨換算会計は国際的に重要な問題となっているのである。

特に、各国の会計基準制度に大きな影響を与えているアメリカにおいては、外貨換算会計の問題は1970年代から現在まで大きな論議を引き起こしている領域である。その第一段階としてアメリカの財務会計基準審議会(FASB、なお、本稿の末尾に略語表があるので利用されたい)は、1975年に財務会計基準書第8号(SFAS No. 8)「外貨建取引と外貨表示財務諸表の換算会計」¹⁾を発表し、従来、外貨換算会計の実務において承認されていた多様性を排し、外貨換算会計基準の統一化を図ってきたのである。

しかし、このSFAS No. 8はその発表時から強い反対を受け、結局わずか3年後にはその改正を検討せざるを得なくなったのである。その結果、第二段階としてSFAS No. 8の6年後の1981年に発表された財務会計基準書第52号(SFAS No. 52)「外貨換算」²⁾が現在のアメリカの外貨換算会計基準として効力を有することになっている。これはアメリカの外貨換算会計の基本的な姿勢の転換であった。しかもこのSFAS No. 8の失敗は、辛辣な会計エスタブリッシュメント批判者であるプリロフ(Abraham J.

1) SFAS No. 8-Accounting for the Translation of Foreign Currency Transactions and Foreign Currency Financial Statements, October, 1975.

2) SFAS No. 52-Foreign Currency Translation, December, 1981.

Briloff) がこれを評して、8 という数字は FASB のメンバーにとって二度と聞きたくない数字となったとのべているように³⁾、アメリカの民間会計基準設定機関としての FASB の権威を脅す程の挫折でもあったのである。

わが国の企業会計においても、1979年には企業会計審議会の「外貨建取引等会計処理基準」が発表されて外貨換算会計の充実化が図られたが、国際化に伴いアメリカの SFAS No. 52 に準拠した会計処理を行う企業も多い⁴⁾。そのため、SFAS No. 8 や SFAS No. 52 に対する研究成果が多く発表されている⁵⁾。しかし、アメリカのこの分野の会計基準の再編過程を探索していくにつれ、多国籍企業の海外子会社に対する経営姿勢の違いこそが外貨換算会計における意見の対立の基礎にあることが明白となる。新たな会計基準の設定はその時代の社会的要請を強く反映せざるを得ないことを考えるならば⁶⁾、企業の多国籍化の進展による経営戦略の新たな

展開が外貨換算会計の領域にどのような影響を与えたかを知ることは重要である。これは連結財務諸表の目的の基礎概念にも関わる問題である。しかし、管見によれば内外の研究成果では多国籍企業の経営戦略の違いから外貨換算会計基準の再編を明確にとらえる研究は十分に行われていないと思われる。

それゆえ本稿では、外貨建取引（輸出入取引、金融取引等）と海外支店、海外子会社、関連会社における外貨表示財務諸表の換算という二つの外貨換算会計の領域のうち、本国親会社の海外子会社に対する経営戦略に関わる連結財務諸表作成の視点から、外貨表示財務諸表の換算問題に焦点を当てて外貨換算会計基準の再編過程を検討していきたい。外貨換算会計基準がアメリカ企業の海外事業戦略に大きな影響を与えたがゆえに、SFAS No. 8 は最も論議の多い会計基準の一つとなったのである。

以下二節で1960年代までの固定相場制下の外貨換算会計の特質を析出し、三節以下で変動相場制への移行という経済環境の変化の下での海外経営戦略の特質と外貨換算会計の再編過程との関連を分析してみることにする。

二 固定相場制下の外貨表示財務諸表換算会計

1975年に FASB が SFAS No. 8 を発表するまでのアメリカの外貨換算会計は、特に第二次世界大戦以降のドルを基軸通貨とした固定相場制下で整備され、継続してきたものであった。

固定相場制下の為替相場はほぼ安定しており、また特定通貨の平価切下げや切上げ時にも、その為替相場の変化が換算を通じて企業の財務諸表に与える影響の予測は、現在の日々為替相場が変わりうる変動相場制の下よりも容易であったと言えるだろう。ゆえに、1960年代までのアメリカの外貨換算会計の領域にみられる進展は、かなり長期的で緩やかなものであ

3) Abraham J. Briloff, *The Truth About Corporate Accounting*, Harper & Row, Publishers, 1981, p. 50.

4) 『会社の決算と開示 ― 有価証券報告書の体系的分析』企業会計別冊, 中央経済社, 1986年, 540ページにおける1985年の調査によると, 145社中83社がわが国の『外貨会計基準』に定める方法, 25社がアメリカの SFAS No. 52 による換算方法, 37社が決算日レート法を採用していると報告している。なお, 日本の外貨換算会計の整備過程については, 菅原秀人「外貨建て金銭債権・債務の会計処理について(一)」『会計』第128巻第1号, 1985年7月, 同「同(二)」同, 第128巻第4号, 1985年10月, および同「同」『経済学研究 (北大)』第35巻第4号, 1986年3月が詳しい。

5) 最近において発表された外貨換算会計を扱う著書としては, 国際会計論の立場からは, 染谷恭次郎編著『国際会計論』東洋経済新報社, 1984年, 吉田寛, 隅田一豊編著『国際会計要説』税務経理協会, 1984年などが挙げられる。また連結会計の立場からは, 會田義雄編著『企業結合会計』中央経済社, 1985年がみられる。

6) この視点は, 拙稿「セグメント別財務報告をめぐる米国会計基準設定構造の特質」『経済学研究 (北大)』第34巻第3号, 1984年12月において, アメリカの連結財務諸表制度のなかでのセグメント別会計基準の設定過程の分析で展開されている。

た。

しかし、外国為替市場が安定性を失った時には外貨換算会計処理法が常に問題となってきた。その端初は1930年代にドル相場が不安定となった時代まで遡ることが出来る。1931年から1932年にかけて一般にドルの為替相場が上昇した時、アメリカの会計基準の整備に着手していたアメリカ公認会計士協会 (AICPA) の会計手続特別委員会は、「外国為替差損」と題する報告書を提出した。さらに、1934年にドル相場が下落してきた時には、「外国為替差益の会計に関する覚書」と題する報告書を出して、為替相場の変動の結果生じる為替差損益の処理の報告基準を明確にしようとしていた⁷⁾。

この二つの報告書で勧告された外貨換算方法がその後アメリカの外貨換算方法で一般的となった流動・非流動法 (current-noncurrent method) である。これは流動資産が流動負債を超過する場合、純流動資産を有するものとされ、この場合、ドルの為替相場の上昇は為替差損を、他方ドル相場の下落は為替差益を生ぜしめる方法である。

その後、AICPA は会計基準を整備する機関として会計手続委員会 (CAP) に拡大・充実させたが、その CAP は1939年に早くも会計研究公報第4号 (ARB No. 4) 「外国事業活動と外国為替」を発表した。この ARB No. 4 では、先の特別委員会の二つの報告書の勧告の趣旨を引き継いでいる。1949年には、多くの国の通貨で広範かつ大幅な平価切下げが行われたため、1950年に AICPA ではこれに対応すべく外貨換算、連結処理および財務諸表作成に関する覚書を「外国通貨の平価切下げから生ずる会計問題」として発表した⁸⁾。

この覚書と先の ARB No. 4 を統合したのが、会計研究公報第43号第12章 (ARB No. 43, Ch. 12) 「外国事業活動と外国為替」であり、これは1953年に発表されている。この ARB No. 43, Ch. 12 は、1965年に会計原則審議会意見書第6号 (APB Opinion No. 6) 「会計研究公報の地位」の第18段落 (para. 18) による若干の修正を受けたが、1975年の SFAS No. 8 の発表時までアメリカの外貨換算会計において、一般に認められた会計原則としての権威を有してきた。すなわち、1931年の特別委員会の報告書以来、1975年まで流動・非流動法がアメリカの外貨換算会計実務における主流となっていたのである。

ARB No. 43, Ch. 12 が述べている換算方法の下では、流動資産および流動負債は決算日レート (current rate) で、さらに非流動資産および非流動負債は取得・発生日レート (historical rate, 以下取得日レート) で換算される。それゆえ、為替差損益は流動資産と流動負債に適用される決算日レートの変化によって生じる。固定資産や長期負債のような非流動項目はその処分や決済の時まで為替相場の影響を受けることはない。この為替差損益の会計処理として、全ての為替差損および実現した為替差益は発生年度の費用と収益として認識するが、未実現の為替差益は繰り延べられ、過去あるいは将来の為替差損と相殺するという保守主義的会計処理を認めている (ARB No. 43, Ch. 12, para. 11)。

また、これらの一般原則に対する例外規定として、特定の状況下の棚卸資産は取得日レートで換算することが認められている (para. 16)。さらに、為替レート的大幅かつ長期的な変化の直前に取得した固定資産に関連して発生した長期負債や株式に対しては、新しいレートを用いることが出来るとしている。この差額分については、固定資産の取得原価も調整することになっている (para. 12, 18)。

このようにかなりの弾力性を有する流動・非流動法に対して新たな外貨換算方法である貨

7) Leonard Lorensen, *Accounting Research Study No. 12, Reporting Foreign Operations of U.S. Companies in U.S. Dollars*, American Institute of Certified Public Accountants, 1972, p. 6.

8) *Ibid.*, pp. 6-7. AICPA の覚書は, "Accounting Problems Arising from Devaluation of Foreign Currencies," *The Journal of Accountancy*, January, 1950, pp. 34-38 を参照のこと。

幣・非貨幣法 (monetary-nonmonetary method) が1950年代中葉から登場してきた。この換算方法は、1956年にヘップワース (Samuel R. Hepworth) により提唱され、次いで1960年には全米会計士協会 (NAA) の研究報告書にも取り込まれた。ヘップワースの研究は、初めての体系的で分析的な外貨換算会計研究の試みとして評価されよう。ヘップワースの研究では、ARB No. 43 で採用した流動・非流動の区別を離れ、貨幣・非貨幣の区別⁹⁾を基礎としたアプローチが勧告されている。すなわち、貨幣資産および貨幣負債は決算日レートで、非貨幣資産および非貨幣負債は取得日レートで換算しようというのである。

これにより、流動・非流動法とは異なり、非貨幣資産となる棚卸資産は取得日レートで、さらに貨幣項目となる長期負債は決算日レートで換算されることになる点に特徴がある。また、為替差損益の処理においても ARB No. 43 とは異なり、それらが実現したものか未実現のものに関わりなく、発生年度の利益計算において即時認識すべきであるとしている。これは NAA の研究報告書でも同様である。

NAA の研究報告書では、資産、負債を流動・非流動という区分で分けるのは貸借対照表上の開示目的には合致していても、外貨換算の際の区分には不適切であると批判し、ヘップワース同様の貨幣・非貨幣の区分を採用した。しかし、この区分も、後にいわゆるテンポラル法 (temporal method) を提唱したローレンセン

(Leonard Lorensen) によって、勘定項目の換算レートを決定する際の包括的原則としては未だ不十分であると批判されていくのである。

NAA の報告書が発表された時点では、ほとんどの企業が流動・非流動法を用いていた。しかし、その後貨幣・非貨幣法および棚卸資産は決算日レートで換算するという流動・非流動法との複合型を採用する企業が増加してきた。それゆえ、これらの企業実務を追認するために、APB は1965年に Opinion No. 6 を発表し、「長期債権および債務は決算日レートで換算されるのが多くの場合適切である」(APB Opinion No. 6, para.18) と表明することになった。この ARB No. 43 に対する修正により、実質的に貨幣・非貨幣法もアメリカの外貨換算会計のなかで認められることになった¹⁰⁾。しかし、その場合でも会計実務においては、ヘップワースや NAA の研究報告書が主張したように、為替差損益を発生年度に即時認識するのを避け、ARB No. 43 に従い為替差益を繰り延べる企業もみられた¹¹⁾。

さらに新しい換算方法が1960年代後半のイギリスにおいて注目されるようになってきた。これは決算日レート法 (current rate method) であり、現在のアメリカの会計基準が採用しているものである。この方法は、海外子会社の全ての資産と負債を決算日レートによって換算しようとするものである。1967年のイギリス・ポンドの大幅な平価切下げに直面し、イギリス勅許会計士協会 (ICAEW) は、1968年に基準書 N 25 「外国通貨のポンドに対する平価の大幅な変動に対する会計処理」を発表した。そこで、「正常な状況においては、『歴史的レート』法および『決算日レート』法のいずれも広く用いられるべきであり、実務においては両方法が同等に

9) ここで言う貨幣資産と貨幣負債とは、契約などで外貨によりその額が固定されているものを指す。このような項目には、現金、金銭受取債権および債務がある。一方の非貨幣項目のなかには、(1)過去に支払われた原価を表わす棚卸資産、株式投資、有形固定資産および繰延資産、(2)販売契約による前受金と前受貸料、(3)繰延税額控除のような以前の費用の減少分および(4)資本金がある。Accounting Principles Board, *Exposure Draft-Translating Foreign Operations*, December 20, 1971, para. 6 (*Financial Accounting Standards Board Public Record*, 1973-Vol. II, pp. 70-71).

10) FASB, *Discussion Memorandum-Accounting for Foreign Currency Translation*, Appendix B, February 21, 1974 (*FASB Public Record*, 1976-Vol. II, p. 62).

11) APB, *Exposure Draft, op. cit.*, para. 7 (*FASB Public Record*, 1973-Vol. II, p. 71).

表2-1 1973年において貸借対照表および損益計算書の換算に用いられた方法

1. 貸借対照表		2. 損益計算書	
流動・非流動法	158	平均レート法	
貨幣・非貨幣法		減価償却費を除く全勘定	
棚卸資産は取得日レート	51	項目について	242
棚卸資産は決算日レート	35	全勘定項目について	30
決算日レート法（固定資産は除く）	96	その他の方法	26
「適切な」レートを使用	34	使用方法が開示されていない	139
その他の方法	17	外国事業活動に触れていない	163
使用方法が開示されていない	46		
外国事業活動に触れていない	163		
会社総数	600	会社総数	600

出所) American Institute of Certified Public Accountants, 1974 *Accounting Trends & Techniques*, 1974, p. 290.

認められる」とした¹²⁾。

1970年には、スコットランド勅許会計士協会 (ICAS) も研究報告書「国際的な諸通貨の為替相場変動に対する会社諸勘定の処理」を発表した。ICAS の場合は、ICAEW よりも進んで外貨換算方法としては決算日レート法をより選好した¹³⁾。しかし、この決算日レート法が純粋な形でアメリカの会計実務に受け入れられることは少なかった。というのは、アメリカの企業では表2-1にみられるように、固定資産を取得日レートで換算する形がとられていたからである。

この表2-1では、1973年時点での外貨換算実務の状況を示している。今までみてきたような外貨換算会計の展開は、多くの換算方法を生み出してきたが、それらは企業が唯一準拠すべき会計基準となるには強制力を欠いていたために、会計実務において多くの異なる換算方法が併存することになったのである。しかも、流動・非流動法、貨幣・非貨幣法および決算日レ

ート法の3方法の他にも、それらの間の複合型が存在したために、企業間による会計実務の違いはさらに拡大していった¹⁴⁾。

このように多様な換算方法が存在したアメリカの外貨換算会計が大きな転機を迎えることになったのは、1960年代後半から1970年代初頭にかけての国際通貨体制の大きな混乱によってであった。すなわち、相対的にドルが強かった従来固定相場制の下で行われてきたようなアド・ホックな対応¹⁵⁾では、多国籍化し、外国事業活動の重要性が増加し、外国為替市場が短期的に大きく変動するようになった当時の経済環境の下での企業の外貨換算方法に対する要請に適

12) FASB, *Discussion Memorandum*, op. cit. (FASB Public Record, 1976-Vol. II, p. 63). ICAEW が挙げている「歴史的レート」法は、流動・非流動法とほぼ同じ結果をもたらす。しかし、ICAS の場合は、非流動負債は決算日レートで換算される点が異なる。Lorensen, op. cit., p. 36.

13) FASB, *Discussion Memorandum*, op. cit. (FASB Public Record, op. cit., p. 63).

14) SFAS No. 8 発表以前の時期における企業の換算方法を調査したエバンス (T. G. Evans), フォークス (W. R. Folks, Jr.) およびジリング (M. Jilling) の3氏の場合は、調査企業156社で、流動・非流動法54社 (34.6%), 流動・非流動法 (長期債権、債務は決算日レート) 10社 (6.4%), 貨幣・非貨幣法22社 (14.1%), 貨幣・非貨幣法 (棚卸資産は決算日レート) 41社 (26.3%), テンポラル法7社 (4.5%), 決算日レート法4社 (2.6%), その他および無回答18社 (11.5%) であったと報告している。表2-1とは換算方法および数値の違いはあるが、これによっても SFAS No. 8 以前の企業間の実務の多様性は明らかである。

Thomas G. Evans, Martin E. Taylor & Oscar Holzmann, *International Accounting And Reporting*, Macmillan Publishing Company, 1985, p. 172.

15) Lorensen, op. cit., p. ix.

切に應えることが出来なくなってしまったのである。そのために、より包括的で合理的な会計基準の必要が叫ばれるようになったのである。この1970年代の変動相場制下での外貨換算会計の問題を次にみていこう。

三 変動相場制下の外貨表示財務諸表 換算会計

1. ヨーロッパ向け海外直接投資の急増と 外貨換算問題

アメリカの外貨換算会計において初めて包括的かつ合理的な会計基準の設定の追求に向けた努力がなされたのは、1970年代に入ってからである。この時代には、第二次世界大戦後長期に亘り継続したドル主導の固定相場制が崩壊し、ドルの全般的価値下落と主要各国の通貨の変動相場移行という従来にはない変化を経験した。この国際通貨制度の混乱と変化は、すでにアメリカの企業が深く国際的事業活動に携わっていたために、広範囲に適切な外貨換算会計基準を求める強い社会的要請を生み出してきた。現在まで続く外貨換算会計の論争は、アメリカ企業による外国事業活動の拡大と、外国為替相場の不安定性のなかで生じてきたのである。

アメリカ企業の外国事業活動の拡大を会計報告の側面からみると、AICPAの会計実務調査では、外国事業活動への投資を報告する企業は1947年時点で525社中の35%から24年後の1971年には600社中の74%へと拡大している¹⁶⁾。また、これをアメリカの海外直接投資累積額の推移でみると、図2-1のように1950年以降急激に伸びてきており、1950年における118億ドルが20年後の1970年には755億ドルとなり、1950年代を通して約2.7倍、1960年代では2.4倍と増加してきたのである。しかも、1970年代にはその伸び率はさらに大きく、この10年間だけで

2.9倍に拡大している¹⁷⁾。その結果、1982年にはアメリカ本国の総輸出額(2,112億ドル)に対し海外子会社(出資比率50%超)の総輸出額(3,042億ドル)が約1.5倍となるという状況を生んでいる¹⁸⁾。

このような海外直接投資の規模の拡大ばかりでなく、投資先地域と産業構造の性格も大きな変化をみせている。図2-2では、アメリカの海外直接投資がどのような地域に向けられてきたのかを、1950年から1982年までの32年間の変化でみようとしたものである。1950年にはわずかながらも発展途上国への投資が先進国へ向けてのものに比べて多くなっていた。地域的には、ラテンアメリカ38.8%とカナダ30.4%が特に目立つものとなっている。しかし、1960年代以降に新たな傾向が生じてきた。すなわち、海外直接投資が西ヨーロッパや日本のような先進国に集中するようになってきたことに特徴があり、1982年になるとこれら先進国で海外直接投資全体の73.7%を占めるに至っている。これはヨーロッパ諸国、特にEC諸国やスイスへの投資の増大が大きく貢献していることを物語っている一方で、かつての主たる投資先地域であったラテンアメリカやカナダへの投資はその伸びが弱まってきたことを示しているのである。

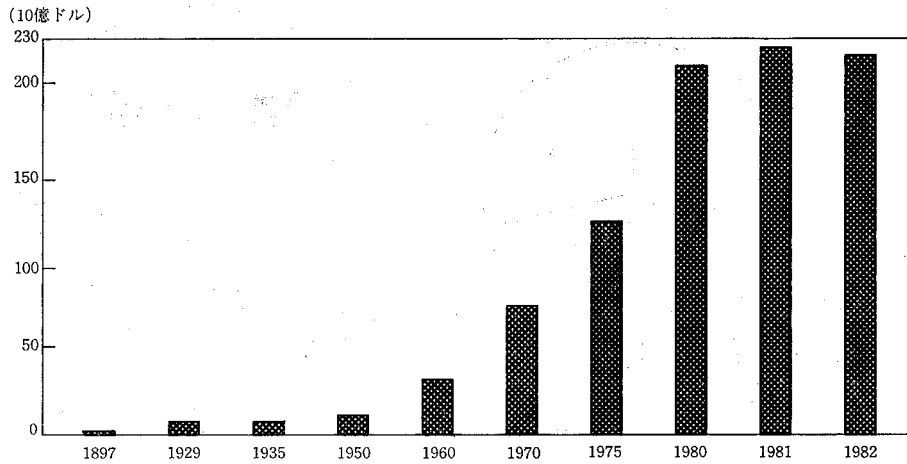
さらに、このような先進国に集中する海外直接投資がどのような産業構造を持つかを図2-3でみてみると、主として製造業がアメリカ企業の海外直接投資増加の牽引役を果たしてきていることがわかる。製造業のなかでも機械、自動車、石油化学などの先端技術産業が重要性を増している。さらに、近年においては、製造業を補完、支援する役割を荷って、本国親会社や海外子会社の生産物を販売する商業部門、さらに金融サービスを提供する証券、保

17) U. S. Department of Commerce, *International Direct Investment*, U. S. Government Printing Office, 1984, p. 11, 74.

18) 通商産業省、『通商白書—昭和61年版』大蔵省印刷局、1986年6月、226-229ページ。

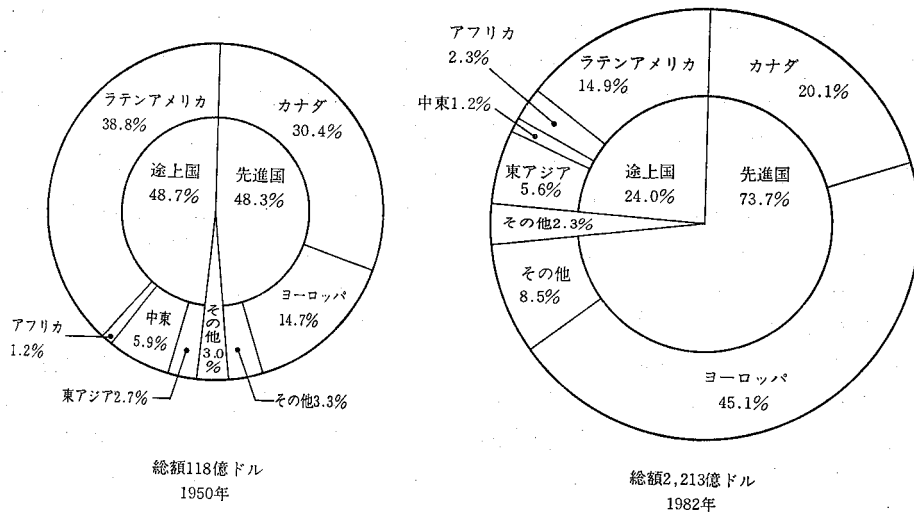
16) *Ibid.*, p. 1.

図2-1 アメリカの海外直接投資累積額の推移



出所) U. S. Department of Commerce, *International Direct Investment*, U. S. Government Printing Office, 1984, p. 11.

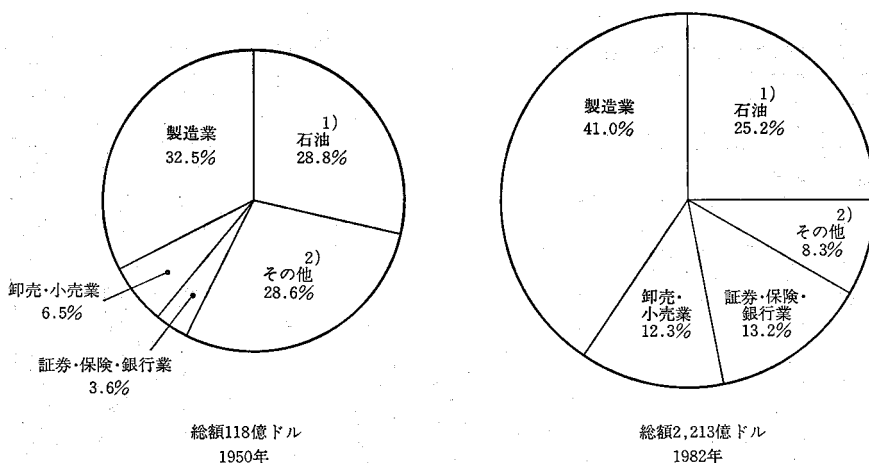
図2-2 1950年と1982年における地域別アメリカの海外直接投資累積額



注) 先進国の「その他」には、日本、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカが含まれる。全体での「その他」は、パナマ、リビエラ等の船籍を持つ船舶への投資。

出所) *Ibid.*, pp. 49-50, Table 8 から作成。

図 2-3 1950年と1982年における産業別アメリカの海外直接投資累積額



1) 探査, 生産, 精製, 加工に分類される事業活動。

2) 農業, 鉱業, 輸送, 通信, 公益事業, 上記 1) 以外の石油関連事業活動が含まれる。

出所) *Ibid.*, p. 12, Figure III. 2 and pp. 53-54, Table 10.

險, 銀行という金融業部門の海外子会社への投資が増大している¹⁹⁾。

上述のことから, 近年のアメリカの海外直接投資は, 製造業とその関連産業を重点に置き, 西ヨーロッパや日本のような先進国に向かう比重が年々増加してきたと言える。しかも, この先進国の通貨が1973年にはほぼ変動相場制に移行しており, それが企業の現地通貨建てで行われた設備投資や資金調達を反映する海外子会社の外貨表示財務諸表のドルへの換算方法次第によって, 大きな為替リスクを生む原因となったことは注目すべき点である。

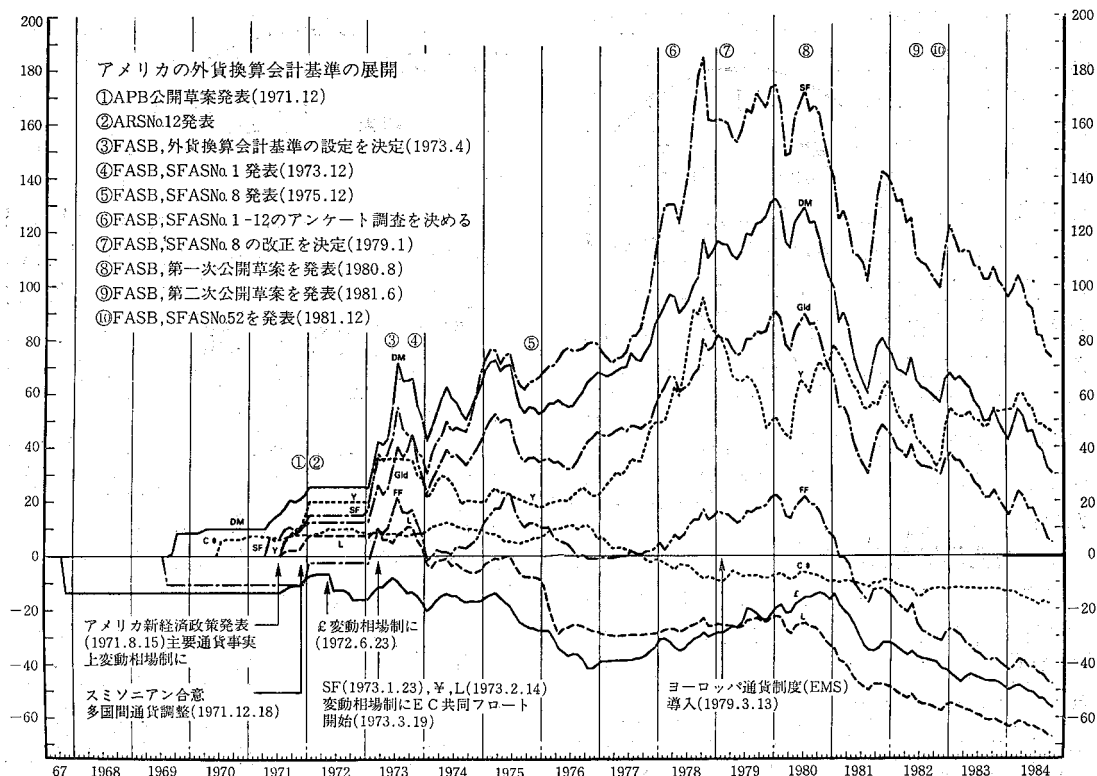
国際通貨体制の混乱は, 1960年代後半においてのイギリス・ポンド (1967. 11. 18) およびフランス・フラン (1969. 8. 10) の平価切下げやドイツ・マルクの平価切上げ (1969. 10. 26) によっても改善されず, 1971年5月9日にはドイツ・マルクとオランダ・ギルダーが固定相場制を脱し, スイス・フランが平価切上げを行うと

いう末期的症状を呈するようになった。このような状況は同年8月15日のニクソン大統領の新経済政策の発表によるドルの金兌換停止処置によって一層拡大した。その年の12月17日から19日にかけてワシントンで行われた G10 蔵相会議は, この状況を打開し, 通貨安定を目指したものであり, この会議で出された合意 (スミソニアン合意) に基づく多国間通貨調整により, 一時安定を取り戻したかのようにみえた国際通貨体制も1973年初には再び混乱し, ついに固定相場制は終わりを告げた。

先進主要各国の中では, カナダがいちはやく1970年6月1日に変動相場制に移行した。イギリスはポンド危機を迎えて1972年6月23日に移行している。他の諸国は1973年に入ってから続々と変動相場制を採用し始めた。スイス・フラン (1973. 1. 23) に円とイタリア・リラ (1973. 2. 14) が続き, 3月19日には残りの諸国も EC 共同フロート (ドイツ, オランダ, フランス, ベルギー, ルクセンブルク, デンマークの6か国, 他にスウェーデン・クローネ, ノルウェー・クローネがこの共同フロートにリンクしている) を結成して変動相場制への移行を果たした。

19) U. S. Dep. of Commerce, *op. cit.*, pp. 12-13, pp. 53-54. このアメリカの海外直接投資の動向は, 亀井正義『多国籍企業論』ミネルヴァ書房, 1985年, 第2章において詳細に分析されている。

図2-4 主要通貨のドルに対する為替相場の変動と外貨換算会計基準の展開



注) SF; スイス・フラン, DM; ドイツ・マルク, Gld; オランダ・ギルダー, ¥; 日本円, FF; フランス・フラン, C\$; カナダ・ドル, £; イギリス・ポンド, L; イタリア・リラ。為替相場の変動は, 1967年10月のドルに対する各国通貨の平価を基にして変動率を算定している。その際に日々の為替相場を月ごとに平均している。算定式は以下の通り,

$$\frac{a-b}{b} \times 100 = \text{変動率}, a: \text{新しい各通貨単位ごとのドル}, b: 1967年時点の平価。$$

出所) Organization for Economic Co-operation and Development, *Economic Outlook* 36, December, 1984, p. 158, Chart U を基に作成。

その後, EC 共同フロートは参加国の離脱もあり, ヨーロッパ通貨制度 (EMS, 1979. 3. 13) に再編成されたが, 変動相場制が支配していることに変わりがない²⁰⁾。このような状況により, 国際通貨基金 (IMF) は1978年4月1日に新協定を発効させ, 変動相場制を事実上認知し, 現在までその通貨体制は継続されることになった。1981年時点で変動相場制を採用している IMF 加盟国は48か国 (スイス, EMS 加盟国含)

20) EMS 加盟国は, 西ドイツ, フランス, イタリア, オランダ, ベルギー, デンマーク, アイルランド, ルクセンブルクの8カ国である。

となっている。他の98か国は固定相場制ではあるが, そのほとんどはアメリカ・ドル, フランス・フラン, SDR あるいは特定の通貨バスケットに固定しており, 主要先進国の通貨と連動することになっている²¹⁾。

21) 原信『為替リスク』有斐閣選書R, 1983年, 38-39ページ。なお, 固定相場制の国々がどのような通貨に固定しているかについては, 井上伊知郎「為替媒介通貨および介入通貨の変更にについて(1)」『産業経済研究 (久米大)』第25巻第4号, 1985年3月および同「同(2)」同, 第26巻第3号, 1985年12月および International Monetary Fund, *Annual Report on Exchange Arrangements and Exchange Restrictions*, World Scholar Co., Ltd のシリーズが詳しい。

以上にみられた国際通貨体制の混乱こそ、APB やその後継者である FASB が外貨換算会計基準を緊急に解決すべき課題として取り組まざるを得なくなった大きな理由である。図2-4では、OECD 資料に基づいて1967年のイギリス・ポンド平価切下げ以降の国際通貨体制の変革、それによる主要通貨の為替相場の変動、アメリカの APB や FASB の活動の軌跡の3点に焦点を当てて分析したものである。これを見ると、1971年から1973年にかけての固定相場制の崩壊期と1970年代後半の大幅なドル下落期に外貨換算会計の問題が引き起こされ、会計基準設定機関が新たな対応を迫られてきた様子がわかる。その問題と対応を以下でみていきたい。

2. 外貨換算会計の新展開

1971年にはドルが主要各国の通貨に対して大幅に下落したために、APB では外貨換算の問題を早急に検討する必要が生じた。当時すでに貨幣・非貨幣法を採用する企業も増えてきており、換算後の差損益をその発生年度の利益計算に含める実務も行われていた。しかし、この差損益の処理法には異なる見解が存在していた。貨幣・非貨幣法では通常、貨幣負債が貨幣資産を超過する状況が発生することが多いが、この時1971年のようにドルが外貨に対して下落すると、貸借対照表の換算後に生じる差額である換算調整額が借方に発生する。すなわち、換算差損である²³⁾。しかし、このような借方に現われる換算調整額を差損として考えるべきではない

- 22) 今まで外貨換算により生じた差額は為替差損益と呼んできたが、以降は特に貸借対照表の換算により生じる換算調整額の性質を巡る議論が重要となるために、これを差損益として認識する場合に換算差損益と呼ぶことにする。換算調整 (translation adjustment) という用語は、APB が以下本文でのべるように長期負債において発生する差損の合理性について検討する必要性が生じたために、従来の為替差損益 (exchange gain or loss) に代えて使うようになった。Dennis H. Patz, "The State of the Art in Translation Theory," *Journal of Business & Accounting* (4, 3), 1973, p. 313.

とする意見があったのである。

すなわち、借方調整額を差損として認識し、即時費用として処理すべきだとする意見に対して、外国通貨の上昇時に換算差損が発生することは不合理だとする意見である。それは、外国事業活動を行っている相手国の通貨がドルに対して上昇した時、「経済的損失 (economic loss)」は発生せず、その事業活動への投資ドル価値は減少しない。というのは、多くの場合現地通貨建の原材料あるいは労賃の原価や販売価格は変わらず、それゆえに現地通貨における利益は過去と同水準に維持されることが予測される。さらに、ドル建で原材料を購入すればその原価を引下げることも可能であり、ドル相場下落時に換算される利益のドル等価額はその後大きくなるのであり、この時に換算差損を計上するのは不合理だと主張されたのである。

この時間問題となるのは、貨幣・非貨幣法の下では外貨建長期負債が決算日レートで換算されることである。このような負債は将来の改善される収益に関連するものであるから、この負債項目の換算から生ずる換算調整額は繰り延べられ、将来の期間で償却されるのが正確な収益・費用対応から適切であるという主張がなされた²³⁾。

APB はこのような新しい考え方を支持し、「外国通貨がドルに対し強くなる状況のほとんどの場合、借方の換算調整額すなわち『差損』の繰り延べを許した。」²⁴⁾その結果、1971年12月20日に公開草案 (Exposure Draft) を発表し、貨幣・非貨幣法を採用している企業に換算差損益の新しい処理法を提示した。この公開草案では、(1)貨幣負債が貨幣資産を超過している時

23) APB, *Exposure Draft*, op. cit., para. 8-12 (FASB Public Record, 1973-Vol. II, pp. 71-72).

24) George C. Watt, Richard M. Hammer & Marianne Burge, *Accounting for the Multinational Corporation*, Financial Executives Institute & Dow Jones-Irwin, 1977, p. 88.

Watt たちは APB 公開草案で提案された繰延処理法は好まないとしている。

と、逆に(2)貨幣資産が貨幣負債を超過している時を分けて考えている。(1)の場合、外貨建長期負債があるならば、純換算調整額は新しいレートを用いることによりこの長期負債で生じた換算調整額を限度として繰り延べ、その長期負債の残存期間に亘って償却すべきものとした。その限度額を超えた分については、その年度の利益計算に含められる。(2)の場合ならば、全ての換算調整額はその年度の利益計算に含められることになる²⁵⁾。

この処理法の意味を考えてみると、1971年のようなドルの下落時においては、(1)のように純貨幣負債残の場合は、換算調整額は借方に発生する。すなわち換算差損が発生する。しかし、(2)のように純貨幣資産残の場合は換算差益が発生する。そこで、APB 公開草案の処理法を採用すると、換算差損は限度を設けて繰り延べ、換算差益はその年度に認識することになる。APB 公開草案は、いわば1971年の急激で広範なドル安に直面して、企業にとってのその経済的効果を財務諸表上で認識し、かつその為替リスクを軽減させようというものであった。

しかし、APB はこの公開草案を最終的に会計基準として権威を有する意見書 (APB Opinion) にする行動を延期してしまった。それは当時、ローレンセンにより外貨換算会計に関し会計研究叢書 (ARS) の研究が進められており、近いうちにその発表が予定されていたため、その発表を待ったからである。また、APB 公開草案の勧告をいち早く採用する企業も出て来ており、強制力を伴う拙速な解決を図らずさらに慎重に検討を重ねることも可能だと考えたからだとも推測される²⁶⁾。しかし、APB は1973年には FASB にそのアメリカの会計基準を設定する任務を引き渡してしまったため、結

局この草案は制度化されることがなかったのである。

APB が公開草案で支持した考え方、すなわち為替相場が企業の外国事業活動に与える経済的効果を連結財務諸表上において反映させようとする立場は、その後 FASB の SFAS No. 8 で採用した基礎的概念に対する反対意見でみられる立場と同一の基盤に立っている。逆に言えば、SFAS No. 8 ではこのような考え方を否定する論理構造をもっていたのである。すなわち、統一的外貨換算会計基準として設定された SFAS No. 8 では、ここでいう経済的効果の認識を拒否したのである。この二つの立場の対立が後の SFAS No. 8 を巡る論争においてより強く表面に出て来るのだが、この点については次節で詳しく検討することとし、ここではまず FASB の SFAS No. 8 によって作り上げられた新しい外貨換算会計の論理構造を検討してみよう。

FASB は設立時に緊急に取り組むべき会計問題のひとつに外貨換算会計を重要議題として載せ、1973年5月31日にはこの議題を専門に扱うタスクフォースを任命した。そのメンバーは、会計士、産業界および学界からの14名で構成された²⁷⁾。FASB では「この問題の緊急性のために」²⁸⁾ 可能な限りの時間の短縮を図り、同年の12月にはその最初の成果である財務会計基準書第1号 (SFAS No. 1) 「外貨換算の開示」²⁹⁾ を発表している。しかし、この基準書は標題の示す通りに、財務諸表の換算に用いられ

25) APB, *Exposure Draft*, op. cit., para. 13 (FASB Public Record, op. cit., p. 72).

26) AICPA, *newsletter*, Vol. V, No. 1, January 28, 1972 (FASB Public Record, op. cit., p. 68).

27) このタスクフォースは FASB メンバーの Donald Kirk を議長に、会計士4名、産業界7名、学界3名から構成された。FASB, "News Release-FASB Task Forces Appointed for Foreign Currency Translation, Reporting by Diversified Companies," May 31, 1973 (FASB Public Record, 1976-Vol. II, pp. 7-8).

28) FASB, "News Release-FASB Issues Draft Statement on Disclosure Standards for Foreign Currency Translation," October 22, 1973 (FASB Public Record, op. cit., p. 11).

29) SFAS No. 1-Disclosure of Foreign Currency Translation Information, December, 1973.

た外貨換算方法の開示ならびに換算差損益の処理方法および総額の開示を要求するものであり、当時の会計実務にみられた多様性を排し、統一的会計基準を提示しようとするものではなかった。これは1973年における再度の大幅なドル安と主要通貨の変動制移行による国際通貨環境の変化に対する暫定的な処置であり、最終的な結論を出すまでにはさらに2年間の猶予が必要であった。

FASB の活動は翌1974年に入り本格的な進展をみせている。同年2月には、広く意見を求めるために討議資料 (Discussion Memorandum) が発送され、6月には2日間に亘って公聴会を開催している。これらの基礎研究を通して同年12月に公開草案が発表された。ここに寄せられた多くの意見により修正が加えられ、1975年10月に SFAS No. 8 が最終的に発表されたのである。

SFAS No. 8 の研究が着手された時点におけるアメリカの外貨換算会計の状況は次のようにまとめることが出来る。すなわち、当時公式に権威ある会計基準と認められていた ARB No. 43 や APB Opinion No. 6 などでは、海外子会社や関連会社の外貨表示財務諸表の換算についてのみ扱われており、外貨建の輸出入取引のような外貨建取引の換算分野における基準は整備されていなかった。また、その外貨表示財務諸表換算の基準は、アメリカ企業による海外直接投資や外貨建借入が拡大し、1971年および1973年のような大幅なドル安あるいは主要通貨の変動相場制移行という国際通貨体制の激しい変化が発生する以前に定められたものであった。さらに、外貨表示財務諸表換算には当時幾つかの非常に異なる代替的換算方法が認められて、会計実務において用いられていた³⁰⁾。

FASB では、このような状況を打破しよう

と外貨換算会計基準の改善に向った。その際に、三つの基本的な問題が考慮されなければならないと考えられた。その一つめは、外貨換算の目的を明確にすることである。1960年代までは、外貨換算の目的は外貨建取引があたかもドルで行われたかのように、外貨をドルによって表現することだという一般的合意が存在していた。しかし、1970年代に入ってから経済環境の変化に伴い、この目的の妥当性に疑問が投げかけられるようになってきたのである。この点はすでに1971年の APB 公開草案の所でもみてきた通りである。

二つめは、海外子会社や関連会社の資産や負債のうち、為替相場の変化により調整を受けるべきものはどの勘定項目であるのか、すなわち各資産、負債項目にどのような為替相場を適用すべきかということである。これは換算方法の選択の問題である。

最後の一つは、外貨表示財務諸表の換算により生じる換算調整 (translation adjustment あるいは exchange adjustment) の性質をどのように理解すべきかの問題であり、果たして差損益 (gain or loss) と考えるべきであるのか、それとも調整項目として考えるべきかの問題である³¹⁾。

これらの問題は密接に結びついてくるが、特に外貨換算の目的をどのように考えるかにより、使用すべき換算方法や換算調整の問題が左右されることになる。SFAS No. 8 では、外貨換算の目的を次のように述べている。

「企業の財務諸表を作成するにあたり、換算の目的は、外貨で測定されるあるいは外貨建とされている資産、負債、収益または費用を、(a)ドルにより、(b)アメリカの一般に認められた会計原則に準拠して測定し、かつ表現することである。外貨によって測定されあるいは外貨建とされている資産、負債、収益または費用をドルで再測定することにより、一般に認められた会計原則が別に求めない限り、資産や負債の測定基準ならびに収益や費用の認識時点が影

30) FASB, "News Release-Public Hearing on Foreign Currency Translation Announced by FASB; Analysis of Issues Released," February 25, 1974 (FASB Public Record, *op. cit.*, pp. 13-14).

31) *Ibid.* (FASB Public Record, *op. cit.*, p. 14).

響を受けるべきではない。すなわち、換算は会計原則を変更することなく測定単位を変更するべきである。」(SFAS No. 8, para. 6)

すなわち、FASBはSFAS No. 8において、連結財務諸表を作成するためには、アメリカの一般に認められた会計原則に準拠し、ドルを唯一の測定単位とすべきであると結論したのである。なぜならば、連結財務諸表の作成には、国内あるいは外国の区別なく事業活動には同一の会計手続と測定過程が必要であり、アメリカの企業にとってはアメリカの会計原則に一致するのが最も適切だとするのである³²⁾。また、連結財務諸表の目的が、「親会社の株主や債権者の利益のために、親会社および子会社の経営成績と財政状態を、あたかもその企業集団がひとつの会社であるかのように表示する」³³⁾ことである限り、その企業集団の外国事業活動は親会社の国内事業活動の延長上にあり、全取引は親会社の報告通貨で行われ、かつ測定されたかのように連結財務諸表上に反映されなければならないと考えたのである³⁴⁾。

しかも、アメリカの会計原則である歴史的原価会計の下では、取得された資産の原価は取得日のドル価値で測定されなければならない、これは外貨で取得された資産についても同様でなければならない。それには、取得日のドル価値を表わす取得日レートでその資産の原価は換算されなければならない、資産の原価が為替相場の変化の影響により変わることは受け入れられない。しかし、外貨を資産原価の測定単位として認めるならば、その原価の外貨による測定値の換算には、新しい現在のレート、すなわち決算日レートが用いられ、そのドル価値は為替相場の影響を受けて取得時のものではなくってしまう。それゆえに、外貨を測定単位として受け

入れることは出来ないとしたのである³⁵⁾。

このSFAS No. 8の外貨換算の目的にみられる考え方は、APBがその研究の発表を持っていたローレンセンの研究成果を土台にしている。ローレンセンの研究は、1972年に会計研究叢書第12号(ARS No. 12)「アメリカ企業のドルによる外国事業活動」³⁶⁾として発表された。彼によると、財務会計が測定過程としてとらえられるならば、外貨換算は測定変換過程(a measurement conversion process)であると規定し、その過程では海外子会社の外貨表示財務諸表は測定の単位が外貨からドルに変わるだけであり、換算される際には用いられた会計原則はそのまま保持されなければならないとするものである。しかも、連結財務諸表がアメリカの会計原則に準拠しているためには、海外子会社の外貨表示財務諸表は換算前にアメリカの会計原則に準拠して作成されていなければならない。それゆえ、換算にあたってはそれを保持しうるような換算方法が求められる³⁷⁾。

そのために、ローレンセンはテンポラル原則に基づいた換算方法であるテンポラル法(temporal method, 属性法ともいう)を主張した。当然SFAS No. 8もこのテンポラル法を採用している。このテンポラル原則では、外貨表示財務諸表で測定された資産や負債の属性(attribute)に着目し、これを換算の前後では変えてはならないと考える³⁸⁾。ここで言うところの属性とは、武田隆二教授によると財務的属性であり、これは取得原価、カレントコストまたは将来原価のような特質のことである³⁹⁾。このような各資産や負債の属性に対応して、用いられる換算レートが決定される。

すなわち、「ある対象物の財務的属性として

32) SFAS No. 8, para. 82.

33) *Accounting Research Bulletin, No. 51-Consolidated Financial Statements*, August, 1959, para. 1.

34) SFAS No. 52, para. 75.

35) SFAS No. 8, para. 89-91.

36) Lorensen, *op. cit.*

37) *Ibid.*, Chapter 2, pp. 10-13 参照.

38) *Ibid.*, pp. 13-19 参照.

39) 武田隆二『情報会計論』中央経済社、1971年、179-181ページ。

の過去の価額が選ばれているときは取得時または発生時レートが、現在または将来の価額で表示されているものについては決算日レートが適用される⁴⁰⁾ことになる。この結果、確定された金額で測定されている外国通貨や受取債権および支払債務は決算日レートで、他方、取引価格で測定されている資産や負債はその価格の決定された時点での取得日レートで換算される⁴¹⁾。

アメリカで一般に認められた会計原則である歴史的な原価会計の下でこのテンポラル法を適用すると、結局貨幣・非貨幣法の場合と同じ結果を生み、棚卸資産は取得日レートで、さらに長期負債は決算日レートで換算されることになるのは注意すべき点である。ただし、ローレンセンは、貨幣・非貨幣法では外貨換算の目的を明確に規定していないために論理性を持たず、アメリカの会計原則が歴史的な原価会計を離れ、時価主義会計に変化したような場合、テンポラル法とは異なり適切なドル換算額を示すことは出来ないと批判している⁴²⁾。SFAS No. 8 では、外貨表示財務諸表の換算にあたり、このテンポラル法を唯一の換算方法として定めて、今まで許されていた他方法の使用を禁止した。

さらに外貨換算会計の基本的問題の第3点めである換算調整においても、SFAS No. 8 は各種異なった処理法⁴³⁾を排し、発生年度の利益計算に含めることに統一している。これはローレンセンの主張とも軌を一にする。この換算調整額は、テンポラル法では決算日レートを適用す

ることになる外国通貨や受取債権および支払債務に、新しいレートを適用することによって生じる純資産の増減額である。この純資産の増減額は、外貨表示財務諸表を換算した結果報告されるドルに対する請求権の変化であり、まさに差損益として認識しなければならないと考えている⁴⁴⁾。本国親会社の株主や債権者にとってはそのドル価値こそ重要であり、その影響は発生した時点で報告されなければならない。当時一般的にみられた繰延処理法に対しては、純利益の人為的平準化をもたらす、連結財務諸表の情報価値を減ずるとして強く批判するのである⁴⁵⁾。

このように、SFAS No. 8 ではテンポラル原則を基にしてアメリカの会計原則と両立しうる外貨換算会計の統合化を目指していた。しかし、この SFAS No. 8 に対する反対意見も根強く、発表の2年半後の1978年5月に、FASB が発表後少なくとも2年間効力を発揮している12個の基準書についてのアンケート調査を行ったところ、SFAS No. 8 の改正を求める意見がもっとも多かったのである⁴⁶⁾。

FASB ではこの広範な SFAS No. 8 の改正要求に直面し、翌1979年初めにはこの基準書を再検討することを決定せざるを得なくなった。しかし、SFAS No. 8 のように産業界や会計士など関係団体からの合意を十分に得ないままに改正作業を進めたならば、再度同様の混乱が生じることは明らかであり、しかもその結果として FASB の民間会計基準設定機関としての權威が失墜することを極力避けるべく、非常に慎重な改正作業に入ったのである⁴⁷⁾。結局、さら

40) 武田隆二『連結財務諸表』国元書房、1977年、654ページ。

41) Lorensen, *op. cit.*, p. 19.

42) *Ibid.*, pp. 33-35.

43) AICPA の調査によると、1973年時点での会計実務にみられる換算調整の処理法は次のとおりである。換算調整を開示している143社では、種々の方法が用いられ、経常損益として計上している事例は97、繰延処理が63、引当勘定 (reserve) を設定しているものが22、臨時異常損益項目としているのが4の計186の事例がみられた。AICPA, 1974 *Accounting Trends & Techniques*, 1974, p. 291.

44) Lorensen, *op. cit.*, pp. 48-49.

45) *Ibid.*, p. 61.

46) SFAS No. 52, para. 151.

47) このような FASB の權威に關しての懸念は、産業界の代表機関である財務担当幹部協会 (FEI) も表明し、慎重な審議を呼び掛けている。FASB *Public Record, Position papers submitted in respect of Exposure Draft on Foreign Currency Translation*, February, 1983, Part 1, pp. 134-135.

に2年半の時間をかけ、二度(第一回目1980. 8, 第二回目1981. 6) 公開草案を作成することによって1981年12月に SFAS No. 52 が採択されて現在に至っている。

この SFAS No. 52 では、SFAS No. 8 での外貨換算における論理構造をほぼ全面的に改めている。その結果として、SFAS No. 8 で採用したテンポラル法にかわり、決算日レート法が新たに外貨表示財務諸表の換算に用いられることになった。さらに、換算調整額は発生年度の利益計算から離れ、株主持分における調整勘定として繰り延べられることになったのである。

1970年代後半における外貨換算会計を巡る論争では、変動相場制の下において、テンポラル原則を基礎とした SFAS No. 8 に準拠して作成された連結財務諸表の会計情報の適切さが問われたのであるが、次にはこの SFAS No. 8 に反対する立場の検討を通して、SFAS No. 8 を否定して成立した SFAS No. 52 の論理構造をみてみよう。

四 変動相場制下の外貨表示財務諸表 換算会計の再編

前節で検討してきた SFAS No. 8 の基本的論理構造は、企業集団を単一の会計主体としてとらえ、本国通貨を唯一の測定単位として本国の会計原則に準拠して連結財務諸表を作成しようとする立場から展開されているが、この立場は本国主義 (the parent perspective) と言われる。先にみたように、この立場は1960年代までのアメリカの伝統的外貨換算会計の中で一般的合意を得ていたものである。

しかし、SFAS No. 8 の設定時においても、この本国主義と対立する見解が強く主張されていた。これは現地主義 (the local perspective) と呼ばれるが、外国事業活動は多くの異なる通貨や経済環境の下で行われており、ゆえに海外子会社は本国親会社と異なる会計主体としてとらえるべきだと考える。それゆえに、このよう

な独立的な海外子会社の活動やそこから生じるキャッシュフローに対する為替相場の経済的影響の実態を連結財務諸表において反映させるべく、海外子会社の外貨表示財務諸表上で測定・表示された経営成績や財務比率を連結財務諸表上でも維持すべきだと考える。そのためには、全ての取引がドルで行われたかのように考える単一測定単位概念に替わり、外貨を測定の単位として認めることが主張される。

SFAS No. 8 を巡る意見の対立では、この本国主義と現地主義という立場の相違がその根底にある⁴⁸⁾。SFAS No. 8 に対する批判は産業界や会計士の間で強かったが、それでも SFAS No. 8 の本国主義の立場に対しては支持者も多かったのである。企業の代表機関である財務担当幹部協会 (FEI) は、協会内ではわずかにこの本国主義の立場を支持する者が多いとさえ報告している⁴⁹⁾。ビックニイト会計事務所もちょうど半々の割合で、4社づつが各々の立場を支持しているのである⁵⁰⁾。

SFAS No. 8 に対する現地主義の立場からの最大の批判点は、FASB が検討しながらも SFAS No. 8 では否定した問題である。すなわ

48) 本国主義と現地主義については、パッツ教授が、Dennis H. Patz, *op. cit.*, pp. 311-325 において測定アプローチの観点から分析を行っているので参照されたい。また、白鳥庄之助教授は、外貨換算会計におけるこの二つの主張についてのべているなかで、「現地主義に立つ代表的な換算方法が決算日レート法である。それに対して流動・非流動法、貨幣・非貨幣法、テンポラル法は本国主義に立脚する換算方法であるといえよう」とし、各換算方法がこの二つの立場に密接に結びついていることを指摘している。染谷、前掲書、第4章第1節、148ページ。

49) *FASB Public Record*, *op. cit.*, p. 126.

50) *Ibid.*, Part 1 および Part 2. なお、本国主義の立場を支持する会計事務所は、Deloitte・Haskins & Sells, Ernst & Whinney, Arthur Andersen & Co., Price Waterhouse & Co. の4社。他方、現地主義の立場の支持者は、Peat, Marwick, Mitchell & Co., Coopers & Lybrand, Arthur Young & Company, Touche Ross & Co. の4社となっている。会計士団体である AICPA は、連結財務諸表作成目的に一致するとして本国主義を支持している。

ち、現地主義からすると外国事業活動に携わる連結子会社に対する為替相場の変化が与える経済的影響を、連結財務諸表において正しく反映させることが重要であり、外国事業活動にとって好ましい形での為替相場の動きは、その海外直接投資における純資産やキャッシュフローにおいても同様に好ましい形として表わされるべきだと主張するのである。

そのためには、企業にとって現実の経済的な為替リスクにさらされるのは純外国投資、すなわち連結子会社の純資産としてとらえるのが妥当であり、外貨表示財務諸表の全資産および負債は決算日レートで換算し、その換算過程で生じる差額は純資産の調整勘定として利益計算から除外すべきだと主張するのである。

しかし、SFAS No. 8 では、歴史的な原価会計から過去の取得原価で測定された棚卸資産や固定資産を決算日レートで換算するようなことは、資産や負債の測定基盤を変更することであり、一般に認められた会計原則からの逸脱を意味するものと批判する。それゆえに、外貨換算の目的から、経済的現実を連結財務諸表に反映させるべきだとする主張を退けたのである⁵¹⁾。たしかに、この主張は SFAS No. 8 が構築した外貨換算会計の論理構造とは矛盾することになる。それゆえに、SFAS No. 8 に対する批判は特にこの点に集中したのである。

SFAS No. 8 に対してなされた、外国事業活動にとって重要である経済的現実を考慮していないという批判は、主として(a)報告利益の短期的変動の加速化傾向、(b)換算後の財務会計数値の関連の適正性への批判により生じている。その問題の根源は、SFAS No. 8 が(1)外貨表示財務諸表の換算から発生する未実現の換算調整を差損益としてその発生年度に認識することと、(2)棚卸資産と固定資産は取得日レートで換算するのに対し、負債を決算日レートで換算することにあるとされる⁵²⁾。

新しい SFAS No. 52 では、決済された外貨建取引からの換算差額は実現したものであるからその年度に為替差損益として認識するが、未決済の外貨建取引および外貨表示財務諸表の換算差額は未実現であるから実現されるまで、すなわち海外投資の場合は実質上その投資から撤退するまで繰り延べることにしている。これは SFAS No. 8 への批判を取り込んだ立場からの規定である⁵³⁾。

現地主義の立場からは、為替相場の変化の企業への経済的影響、すなわち経済上のエクスポージャー (economic exposure) は、換算調整として連結子会社への純資産の調整をもたらす会計上のエクスポージャー (accounting exposure) と一致すべきことになる。しかし、会計上のエクスポージャーは換算方法の選択により決定されるために、同一の条件においても正反対の形で現われる。図4-1は、例として資産も負債も全て外貨建であると仮定した海外子会社の外貨表示財務諸表の換算において、SFAS No. 8 のテンポラル法と SFAS No. 52 の決算日レート法のそれぞれを用いる場合、同一の為替相場の動きに対して全く逆の換算差損益が発生することを示している。これは、テンポラル法においては決算日レートを用いることによって生じるエクスポージャーは純貨幣負債(ショートポジションと言われる)の形で表われるのに対して、決算日レート法では純資産(ロングポジションと言われる)となるからである。

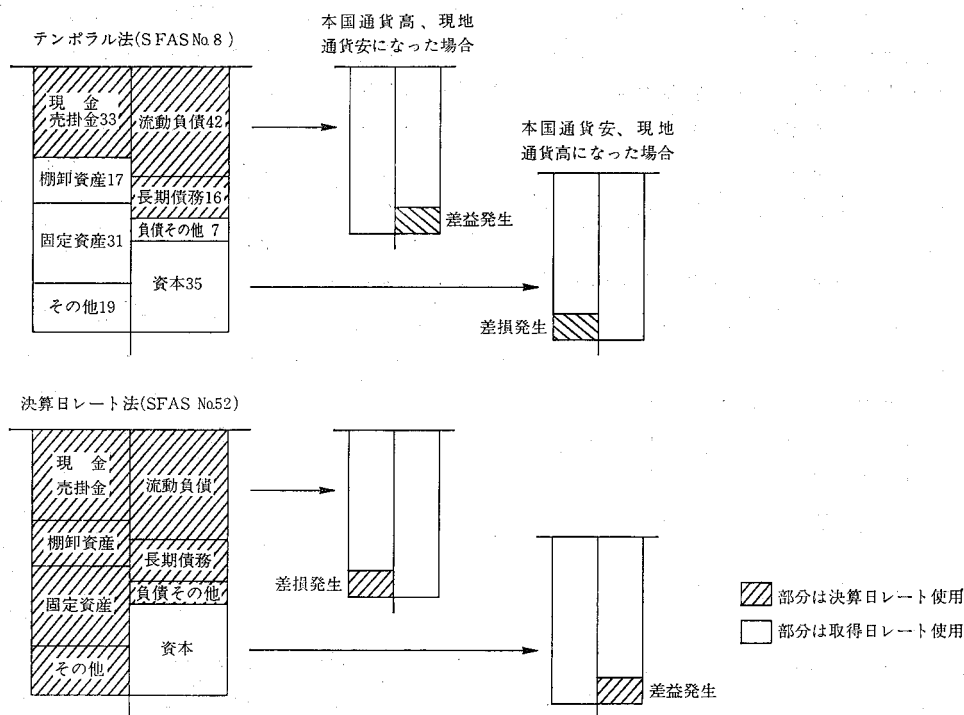
テンポラル法が強制されるまでのアメリカの外貨換算会計においては、流動・非流動法が一

53) しかし、この処理法にも異論はあり、必ずしも現地主義的立場の支持者の全てが賛成する訳ではない。例えば、FASB のメンバーのなかで唯一人 SFAS No. 8 の採択に反対したメイズ氏 (Mays) は、SFAS No. 8 の本国主義的アプローチを批判し、現地主義的立場をとるが、換算差損益の処理については保守主義の原則から未実現の換算差益が未実現の換算差損を超過する場合についてはその超過分を繰り延べるべきだとする。逆に未実現の換算差損残となる場合については、通常発生年度に認識すべきだと考えている。SFAS No. 8.

51) SFAS No. 8, para. 96-111.

52) SFAS No. 52, para. 153.

図4—1 外貨換算方法と為替相場の変化による為替リスクのパターン



注) 貸借対照表の勘定項目は全て現地通貨建と仮定する。なお、勘定項目の比率は、奥村茂次教授がアメリカ商務省の海外直接投資実態調査 (U. S. Department of Commerce, *U. S. Direct Investment Abroad*, 1977, April, 1981) を基にまとめた海外子会社の資産、負債および資本構成によっている (奥村茂次, 「アメリカ系多国籍企業の現況—1977年センサスの分析」『季刊経済学研究 (大阪市大)』第5巻第1号, 14ページ)。アメリカ商務省の調査は, 1977年時点の非銀行親会社の出資比率10%以上の子会社 (銀行子会社を除く) が対象となっている。

般的であることは二節ですでにみてきた。この流動・非流動法の場合は, 典型的な製造業の子会社では決算日レート法と同様に純流動資産の形でロングポジションとなることが多いが, テンポラル法の採用によりエクスポージャーがショートポジションに変わった企業が多かったと言われる⁵⁴⁾。一貫して SFAS No. 8 に反対し

てきた ITT の場合, 以前は流動・非流動法を用いていたが, SFAS No. 8 によりテンポラル法を用いることになったために, 貸借対照表のエクスポージャーはロングポジションから純貨幣負債のショートポジションに変わり, その額は約12億ドルになったと報告している⁵⁵⁾。

54) Morgan Guaranty Trust Company のハリガン氏 (Harrigan) によると, 流動・非流動法の場合は, 貸借対照表の外貨建勘定項目で通常ロングポジションとなり, その割合は総資産の25%程度になると言う。一方, 貨幣・非貨幣法の場合はショートポジションとなり, 総資産の12%程度の純貨幣負債残となつてゐる。テンポラル法は歴史的な原価会計の下で貨幣・非貨幣法と同じ結果をもたらすため, SFAS No. 8 の施行でショート

ポジションとなる企業が多かったとしている。Patrician Harrigan, "The Double Sand-bag in Foreign Exchange Accounting," *Euro-money*, June, 1976, p. 44. 他にも, 企業の財務担当幹部や会計士たちに同様の見解がみられる。"Will the New FASB Make Exposure Bearable?," *Euro-money*, January, 1981, p. 76, 79, 81.

55) Raymond H. Alleman, "Why ITT Likes FAS 52," *Management Accounting*, July, 1982, pp. 23-24.

表4-1 テンポラル法の下での ITT の換算差損益

	1975	1976	1977	1978	1979	1980
換算差益 (差損) ¹⁾	(47,759)	(10,355)	(70,820)	(139,286)	(81,850)	145,778
一株当り換算差益 (差損)	\$ (0.36)	(0.08)	(0.51)	(0.98)	(0.59)	1.00
一株当り経常利益 ²⁾	\$ 3.03	3.68	4.00	4.66	2.65	6.12

(換算差損益は1,000ドル)

1) 保険金融子会社を含む。外国通貨の売買、貸借対照表の換算から生じた換算差損益。この換算差損益は発生年度の利益計算に含まれるが、損益計算書の独立勘定項目としては示されていない。

2) 1978年以前は1978年 年次報告書、1979年と1980年は1980年 年次報告書による。

出所) International Telephone and Telegraph Corporation, 1979 *Annual Report* および 1980 *Annual Report* より作成。

ITT の年次報告書によると、1970年代末の1979年時点で、売上総額 220 億ドルおよび総資産額 260 億ドルのうちヨーロッパでの事業活動がそれぞれ46%と38%を占めていると報告している⁵⁶⁾。1970年代後半のドル安、ヨーロッパ主要通貨高の下において、SFAS No. 8 によるショートポジションへの会計上のエクスポージャーの変化は、ITT にとって多額の換算差損を毎期発生させることになったのである。その様子は表4-1において、1975年から1980年までの6年間で示してある。これをみると、ドル安が急速に進んだ1978年には約1億4,000万ドルの換算差損を計上している。しかし、ドル高の傾向に転じた1980年には逆に約1億4,600万ドルの換算差益を計上することになった。これを一株当りで、一株当り経常利益と比較してみるとかなり大きな影響を利益に与えていたことがわかる。

現地主義的立場からの主張では、海外子会社が現地資金を調達し、製造、販売を独立的に行っている場合、現地通貨の上昇は本国親会社にとってその純投資(純資産)の経済的価値の上昇と考える。しかし、テンポラル法の下では、連結財務諸表上換算差損が発生することになり、外国事業活動における経済的現実と一致しないとされるのである⁵⁷⁾。

56) ITT, 1979 *Annual Report*, p. 36. "Business Segment Information" の地域別セグメント情報より。

57) FASB *Public Record*, *op. cit.*, Part 1, p. 514.

さらに、このようなテンポラル法の下での財務諸表の換算による差損益が四半期利益に及ぼす影響を、先物予約などのヘッジによって除去しようとする時、現実のキャッシュフローとの乖離が発生すると主張されている。例えば、現地通貨が上昇した時、会計上発生した換算差損はヘッジにより相殺されるが、企業にとっては将来、実際の現金流入があり経済的価値が増加する。しかし、現地通貨が下落した時会計上は換算差益が発生するが、これはペーパーゲインであり、ヘッジによる現実の現金流出は企業にとっての経済的価値の減少をもたらすからである⁵⁸⁾。実際に、SFAS No. 8 による会計上のエクスポージャーを減少させるためのヘッジの利用は企業の強い関心を集め、その利用を増加させたことが報告されている⁵⁹⁾。

58) Harrigan, *op. cit.*, p. 44. また、General Motors の副経理部長補佐であるフレム氏 (Flegm) は、管理会計上実際のキャッシュフローに注意することが重要だと言う。それゆえ、現実のキャッシュフローと会計上の換算差損益の不一致が SFAS No. 8 への大きな批判の一つになったとする。Eugene H. Flegm, *Accounting-How to meet the Challenges of Relevance and Regulation*, A Ronald Press Publication, John Wiley & Sons, 1984, pp. 44-46. 同様のことは、Abraham M. George, "Cash Flow Versus Accounting Exposure to Currency Risk," *California Management Review*, Vol. xx, No. 4, Summer, 1978, pp. 50-55 においても主張される。

59) John B. Giannotti & David P. Walker, "How the New FAS 8 Will Change Exposure Management," *Euro money*, November, 1980, p. 114 あるいは Kerry Cooper, Donald R.

テンポラル法のエクスポージャーは、主として棚卸資産と固定資産を取得日レートで換算することから生じるが、これは次に損益計算における収益・費用の非対応をもたらすとの批判も多い。すなわち、売上高、収益は決算日レートあるいは平均レートで換算されるが、売上原価、減価償却費は棚卸資産と固定資産に用いたのと同じ取得日レートにより換算される。それゆえに、為替相場が変化すると、以前のレートで換算される売上原価が新しいレートで換算される売上高、収益と対応させられる。これは古いレートで換算される棚卸資産が一掃されるまで継続するのである⁶⁰⁾。これは特に、四半期利益を短期的に大きく振幅させる効果をもち、SFAS No. 8 に対する主要な反対意見となっている⁶¹⁾。

棚卸資産を取得日レートで換算することに対する反対は強く、ビックエイト会計事務所の一つであるアーンスト & ウィニー (Ernst & Whinney) が1979年に SFAS No. 8 に対する改正意見を求めたところ、回答者の約72%がその規定の改正を要求し、決算日レートの適用を求めていたという。しかし、この要求は SFAS No. 8 にみられる現地主義の立場に立つ人々からの要求だけではなかったことは留意すべきである。

SFAS No. 8 の本国主義的アプローチに対する支持者は、先に触れたように産業界や会計団体でも広くみられた。彼らはドルという単一測定単位による単一会計主体概念で連結財務諸表

を作成する姿勢は保持すべきだが、より実用本位 (pragmatically) に SFAS No. 8 を修正すべきだと主張している。そこでの修正要求として挙げられる点は主に次の3点であり、(1)棚卸資産の決算日レート適用、(2)換算差損益の繰り延べと償却および(3)貸借対照表上のエクスポージャーのためのヘッジに対する規定の緩和であった⁶²⁾。彼らはこれらの実用本位的修正により、テンポラル法の下でのエクスポージャーの縮小と報告利益の振幅の軽減を図ることを目指したのであった。それらは企業にとって現実的要望ではあったが、現地主義的主張と比べてその論理基盤の弱さは否めない。FASB が SFAS No. 52 を設定する際に、本国主義と現地主義からの主張の対立に苦慮したことは、その最終的採択において4対3の僅差でこの SFAS No. 52 が採択されたことにも現われている。この SFAS No. 52 は基本的に現地主義的アプローチを採用しているが、完全に SFAS No. 8 の立場を否定したものではない。SFAS No. 52 では外貨換算の目的を次のように定めている。

「a. 企業のキャッシュフローおよび会計主体に為替相場の変化が与える経済的效果の予測と一般に矛盾しない情報を提供すること

b. アメリカの一般に認められた会計原則と一致するように機能通貨 (functional currency) で測定し、連結子会社の経営成績と財務比率を連結財務諸表において反映すること」(SFAS No. 52, para. 4)

この目的のbにおいて、企業が SFAS No. 8 のテンポラル法を採用しうる道を残しているのである。それは、この目的を達成するために採用された換算方法と手続きをみることではっきりしてくる。SFAS No. 52 の外貨表示財務諸表の換算は図4-2の二つの段階を通して行われる。ここで新たに登場した機能通貨とは、FASB により「連結子会社が事業活動を行う主要な経済環境の通貨、通常は連結子会社が主として利益を生み出し、費用として用いるその

Fraser & R. Malcolm Richards, "The Impact of SFAS # 8 on Financial Management Practices," *Financial Executive*, June, 1978, pp. 28-30 を参照のこと。

60) これは特に先入先出法 (FIFO) を採用している時に問題となる。棚卸資産の評価法による外貨換算会計への影響は第五節においてさらに検討されている。

61) ITT では為替相場の変化により、売上原価や減価償却費が利益計算に与えた影響として、1980年には利益に対して約1億5,000万ドル(一株当たり\$1.04)のマイナスの効果があったとしている。Alleman, *op. cit.*, p. 25.

62) FASB *Public Record*, *op. cit.*, pp. 129-130.

とする疑問も投げかけられている⁶⁷⁾。また、機能通貨の選択で企業の経営者に恣意性を認めることにも会計基準の統一の側面から批判されるのである⁶⁸⁾。

さらに、外貨換算会計はインフレ会計と密接に結びついている問題として認識されている。会計上と経済上のエクスポージャーの乖離も、伝統的歴史的元価会計の枠組の内にある限り解決されず、為替リスクと投資収益の会計上と経済上の測定の間基本的な差異を生み出し続けると主張されている⁶⁹⁾。それは、両者が測定値の再評価の問題を含んでいるからであり、本国主義と現地主義の主張の対立の解決もインフレ会計の研究の進展に負うところが大きいとされるのである。

しかし、以上みてきたように、外貨換算の基本的問題は、国際事業活動に対して企業が採用する経営戦略上の違いがその根底にあるとみることが出来る。そこで、この点を次に検討してみたい。

五 海外経営戦略と外貨表示財務諸表換算会計

— むすびにかえて —

国際通貨体制における変動相場制の登場は、外貨表示財務諸表が多国籍化した企業の財政状態や経営成績に及ぼす影響を強めるために、この変動相場制下での適切な外貨換算会計基準を設定することは会計上の重要な課題となった。1970年代から1980年代にかけてのアメリカの外貨換算会計基準の再編過程においては、連結財務諸表作成に対する本国主義と現地主義という

相反する立場からの主張が対立し、それぞれの立場を代表する会計基準として SFAS No. 8 から SFAS No. 52 へと移行している。果たしてどちらの立場がより適切な会計情報を提供するだろうか。

本国主義的見地からすれば、海外の連結子会社は親会社の事業活動の延長線上にみられ、親会社のキャッシュフローの源泉ととらえられている。ここでの関心は、子会社から親会社への本国通貨での送金額に集中する。そこで、連結子会社の外貨表示財務諸表の測定単位を現地通貨から本国通貨に転換しようとする。すなわち、連結子会社の外貨表示財務諸表を本国の一般に認められた会計原則、特に歴史的元価会計に一致させることによって再評価を行うことになる。この場合連結財務諸表作成時の換算に伴う差額は、換算差損益としてその発生年度の利益計算に含めることが妥当となる。これが SFAS No. 8 での論理である。

他方、現地主義的見地に立つと、海外の連結子会社は外国通貨で事業活動を行う異なる経済主体であり、本国親会社はその投資先である連結子会社の純資産にのみ関わりを有する。ゆえに、連結子会社の外貨表示財務諸表は本来の固有の財務比率を変えることなく連結財務諸表上で報告通貨に替えられるだけでなければならない。この場合、連結子会社の純資産の換算により生じる差額は、その投資の撤退まで未実現であり、現在のキャッシュフローになんら影響を与えるものでなく、純資産の調整額と考えて、実現時まで繰り延べられるべきだと論ぜられる⁷⁰⁾。これは SFAS No. 52 での外貨換算の立場である。

しかし、企業の経営形態、資金調達や販売戦略、さらに組織構造は多様である。デロイト・ハスキンス&セルズ会計事務所 (Deloitte・Haskins & Sells) はこのような個別企業の経営構造の違いにより、SFAS No. 8 のテンポラル法と SFAS No. 52 の決算日レート法のどち

67) Russell W. Willey, "The FASB Is in Danger of Making Changes for the Worse," *Euro-money*, April, 1981, p. 109, 111.

68) Giannotti, *op. cit.*, p. 146.

69) Giannotti & Walker, *op. cit.*, p. 118. あるいは, Frederick D. S. Choi & Gerhard G. Mueller, *International Accounting*, Prentice-Hall, Inc., 1984, pp. 191-202.

70) Choi & Mueller, *op. cit.*, pp. 134-135.

らを選好するかを分析している。その例を挙げると、(1)資本集約的に外国事業活動を行う企業は、テンポラル法を好む。これは固定資産の減価償却費が決算日レート法を採用した場合、為替相場変動の影響を受けるようになり、現地通貨が強い時には費用の増加によって利益は減少し、現地通貨が弱い時には逆の効果をもたらすなど利益への影響が大きいからだとする。他方、(2)非資本集約的なサービス産業の連結子会社をもつ企業は、(1)のような影響も少く、テンポラル法の下での会計上のエクスポージャーも小さいために換算方法には中立的だとみる。

さらに、(3)連結子会社の資金調達为主としてドル建の借入か株式発行により行われている場合は、テンポラル法を選好する。これはテンポラル法の場合、ドル建の負債はこの方法の下で純貨幣負債となる会計上のエクスポージャーを増加させないからである。しかし、(4)ドル以外の通貨建での資金調達が多い場合は、決算日レート法が好まれる。これも決算日レート法の下では純資産となる会計上のエクスポージャーを減少させることになるからである。(3)と(4)の場合は、企業が採用する資金調達の形態に合わせて、どちらの方法が会計上のエクスポージャーを減少させるかが選好の基準となっているのである。

最後に連結子会社の現地調達の棚卸資産の評価方法の違いをみてみよう。(5)後入先出法(LIFO)を採用している時は、テンポラル法を選好すると予測されている。それは、売上原価は決算日レートで換算されるのと同様のこととなりながら、棚卸資産の歴史的ドル原価はなんら影響を受けないためである。しかし、(6)先入先出法(FIFO)を採用している時は、テンポラル法では会計上のエクスポージャーを増加させるために、収益、費用の適切な対応に導く決算日レート法が好まれると考えられる。ただし、その場合でも、棚卸資産の回転率が早いと、棚卸資産も売上原価も時価に近くなるために選好

は中立的になると予測されている⁷¹⁾。

現実的には企業は上に挙げた6つの状況がいろいろ組合わさった形で換算方法の選好を行うことになるであろう。結局これは、「全員にとって最良となる方法はない⁷²⁾」ということにもなる。

SFAS No. 52 は、現地主義的アプローチを採用することが企業の現実の海外事業活動戦略に合致すると考えてきた。それはひとつに、決算日レートによる換算は、現地通貨で測定、表示された連結子会社の財務諸表を報告通貨であるドルに置き換えるだけであるため、子会社の経営者に自分の業績評価を理解しやすくさせ、同時に企業のトップマネジメントにとっても外貨が測定の単位として残されているので、現地経営者と同じの見地から連結子会社の業績を検証しうる形となるからである。このような連結子会社の業績評価過程の簡素化によってその機能をより発揮させることが出来ると考えられる⁷³⁾。

しかし、他方で「多くの企業は長年彼らの事業活動をドルによって経営してきた⁷⁴⁾」のであり、現地通貨は業績評価の尺度とはならないとする反論もいまだ根強く存在する。それゆえ、このように反論する者にとっては、SFAS No. 52 のアプローチも意味を失うことになるだろう。このように考えてきた時、連結子会社の外貨表示財務諸表の換算を巡る議論は、企業が海外事業活動を展開する際の基本的経営戦略の違いと結びつく側面が強い。

それに関して、ヒーナン (David A. Heenan) とパールミュッター (Howard V. Perlmutter) が、企業組織の国際化と多国籍企業組織の開

71) FASB Public Record., op. cit., Part 2, pp. 1040-1041.

72) Ibid., p. 1041.

73) Frederick D. S. Choi & I. James Czechowicz, "Assessing Foreign Subsidiary Performance: A Multinational Comparison" *Management International Review* 23, 1983, p. 19.

74) FASB Public Record., op. cit., Part 1, p. 243.

表5-1 多国籍企業の海外子会社に対する本社の四志向形態

企業の諸側面	志向形態			
	国内志向	現地志向	地域志向	世界志向
権限：意思決定	本社に集中	本社集中の相対的低下	地域本部に集中および/また海外子会社の協議増大	世界中の本社および海外子会社の協議
業績評価と人事管理	人事考課と業績評価に本社基準を採用	現地で決定	地域で決定	世界および現地を含んだ基準を採用
コミュニケーション：情報の流れ	海外子会社に対して大量の命令、指図、助言を行う	本社と子会社間に限定される。子会社相互間ではない。	総括本部に限られるが、地域本社間および各国間で行われる	相互コミュニケーションと世界中の海外子会社間で行われる

出所) D. A. ヒーナン, H. V. パールミュッター, 江夏健一監訳『多国籍企業—国際化のための組織開発』文眞堂, 1982年, 22ページの表から一部修正の上抜粋。

発に関する諸問題を検討した時に示している企業の多国籍化の測定指標に対する考察は興味深いものである。彼らはそこで、海外子会社数や所有形態などの構造基準や、海外利益、売上高、資産あるいは雇用者数の絶対値または企業全体に対する相対値などの成果基準という客観的基準だけでは企業の多国籍化の測定には不十分だとする。むしろ、国際的な経営活動に対する経営幹部の考え方を知ることが重要だと考えるのである⁷⁵⁾。

彼らはこの親会社の経営者の国際的事業活動に対する基本姿勢を、国内志向 (ethnocentric)、現地志向 (polycentric)、地域志向 (regiocentric) および世界志向 (geocentric) の四形態に分類した。この四つの基本姿勢により、企業の重要な経営戦略がどのように変わるかを、ヒーナンとパールミュッターが取り上げた幾つかの項目のうち、権限 (意思決定)、評価と統制、コミュニケーション (情報の流れ) の三つを抜き出して示したのが表5-1である。

これをみると、連結財務諸表作成時の外貨換算会計に対する本国主義と現地主義の二つの立場と、ここに挙げた四分類での基本姿勢にかな

りの共通性を見出すことが出来る。本国主義的な立場は国内志向からの、そして現地主義的な立場は現地志向あるいは地域志向からのひとつの形の表われ方とみることが出来る。

しかし、ヒーナンとパールミュッターは、企業の主たる意思決定領域におけるこのような基本姿勢の現われ方は通常様々であり、むしろ企業の行動においては混合化傾向がみられるとしている。しかも、「おそらく国内志向から現地志向に (ついで、ある特定の地域では地域志向に)、そして最終的には世界志向へと発展するであろう⁷⁶⁾」としているが、実際には個別企業の条件から、地域志向から国内志向へ向かうという場合もあり、多国籍化への道は多様であると主張している。

SFAS No. 52 の公聴会で、IBM の代表が企業にとっての望ましい外貨換算会計の在り方は、「会社がいかに経営されているかに依存する⁷⁷⁾」とのべていることにみられるように、外貨換算会計の問題が企業の多国籍化における経

75) David A. Heenan & Howard V. Perlmutter, *Multinational Organization Development*, Addison-Wesley Publishing Company, Inc., 1979 (江夏健一監訳『多国籍企業—国際化のための組織開発』文眞堂, 1982年, 19-21ページ)。

76) 同上25ページ。企業の外国籍化の進捗度については、小林規威教授もヒーナン・パールミュッター両教授同様、本社経営中心から世界的経営までの発展段階を5段階でとらえて考察している。日本経済新聞, 1985年8月17日「経済教室」および1986年2月15日, 10ページ参照。

77) FASB Public Record—Public Hearing Held on December 17-19, 22, 1980, February, 1983, Part 2, p. 2465.

営戦略に深く関わっていると考えるならば、企業の多国籍化の進展が外貨換算会計基準に反映されてくるのは必然的現象であると考えられる。

果たして現在効力を有している SFAS No. 52 の現地主義的立場が、企業の多国籍化のより進展した段階での見解であるかについてはさらに研究が進められるべきであろうが、三節でみてきたようにアメリカの企業の国際的事業活動の拡大に伴って、確実に連結財務諸表作成時の現地主義的立場が広い支持を得るようになってきたのである。しかし、この立場を会計基準に盛り込んだ SFAS No. 52 も、四節でみたように外貨換算会計の全ての問題を解決したとは言えず、インフレ会計との調整などの問題や、その論理の是非はいまだ残された課題となっているのである。

略 語 表

- AICPA: American Institute of Certified Public Accountants アメリカ公認会計士協会。
APB: Accounting Principles Board 会計原則審議会。
APB Opinion: 会計原則審議会意見書。
ARB: Accounting Research Bulletin 会計研究公報。
ARS: Accounting Research Study 会計研究叢書。
CAP: Committee on Accounting Procedure 会計手続委員会。
FASB: Financial Accounting Standards Board 財務会計基準審議会。
ICAEW: Institute of Chartered Accountants in England and Wales イギリス勅許会計士協会。
ICAS: Institute of Chartered Accountants of Scotland スコットランド勅許会計士協会。
NAA: National Association of Accountants 全米会計士協会。
SFAS: Statement of Financial Accounting Standards 財務会計基準書。